

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	特別療養証明書の交付	
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第28条第2項	
所管部課係名	いきいき健康部国保年金課保険税賦課係	
審査基準	関係条項	
		第28条 2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書（以下この条において「特別療養証明書」という。）を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)